第二目　器差検査の方法

（器差検査の方法）

第七百五十四条　電力量計等の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一	普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの　日本工業規格Ｃ一二七一―二（二〇一七）
二	普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）のうち、電子式のもの以外のもの　日本工業規格Ｃ一二一一―二（二〇一七）
三	特別精密電力量計のうち、電子式のもの　日本工業規格Ｃ一二七二―二（二〇一七）
四	特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計　日本工業規格Ｃ一二一六―二（二〇一七）
五	無効電力量計のうち、電子式のもの　日本工業規格Ｃ一二七三―二（二〇一七）
六	無効電力量計のうち、電子式のもの以外のもの　日本工業規格Ｃ一二六三―二（二〇一七）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二目　器差検査の方法

（器差検査の方法）

第七百五十四条　電力量計等の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一	普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）　日本工業規格Ｃ一二一一―二（二〇一四）
二	特別精密電力量計、精密電力量計、変成器とともに使用される普通電力量計又は直流電力量計　日本工業規格Ｃ一二一六―二（二〇一四）［新設］
三	無効電力量計　日本工業規格Ｃ一二六三―二（二〇一四）［新設］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（構造に係る技術上の基準に係る特例）

第二条　電子式の電気計器にあっては、計量法（以下「法」という。）第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）に規定する構造に係る技術上の基準の規定の適用については、平成三十四年四月一日（次条及び附則第四条において「適用日」という。）の前日までは、なお従前の例による。

（型式の承認をすべき期限の特例）

第三条　電子式の電気計器にあっては、適用日から平成三十五年三月三十一日までの間に法第七十六条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の申請書が提出されたものについてのこの省令による改正後の特定計量器検定検査規則第七十一条第一項第四号（第七十一条第三項で準用する場合を含む。）の適用については、同号中「九十日」とあるのは、「三百六十五日」とする。

（基準適合義務に係る特例）

第四条　電子式の電気計器にあっては、適用日の前日までに法第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認の申請を行い、承認を受けた型式に属する電気計器（特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成二十二年経済産業省令第五号）附則第二条に規定するものを除く。次条及び附則第六条において「電子式の現行最大需要電力計等」という。）についての法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、法第八十条、第八十二条、第八十六条、第八十九条第二項、第九十五条第一項及び第百一条第二項の規定の適用については、平成四十二年三月三十一日までは、なお従前の例による。

2　電子式の電気計器以外のものにあっては、施行日の前日までに法第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認の申請を行い、承認を受けた型式に属する電気計器（特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成二十二年経済産業省令第五号）附則第二条に規定するものを除く。次条及び附則第六条において「電子式の現行最大需要電力計等以外のもの」という。）についての法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、法第八十条、第八十二条、第八十六条、第八十九条第二項、第九十五条第一項及び第百一条第二項の規定の適用については、平成三十七年三月三十一日までは、なお従前の例による。

（現行最大需要電力計等の検定の方法等に係る特例）

第五条　電子式の現行最大需要電力計等であって平成四十二年三月三十一日までの間に検定の申請がされたものについての法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差及び同条第三項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、なお従前の例による。

2　電子式の現行最大需要電力計等以外のものであって平成三十七年三月三十一日までの間に検定の申請がされたものについての法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差及び同条第三項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、なお従前の例による。

（検定に合格した現行最大需要電力計等の使用中検査の方法等に係る特例）

第六条　電子式の現行最大需要電力計等であって平成四十二年三月三十一日までの間に検定の申請がされてこれに合格したもの及び法第九十六条第一項の規定により法第十六条第一項第三号に規定する検定証印等の表示が付されているものについての法第百五十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準、同項第二号の経済産業省令で定める使用公差、同条第二項の経済産業省令で定める方法及び同条第三項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、当該電気計器に付されている有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

2　電子式の現行最大需要電力計等以外のものであって平成三十七年三月三十一日までの間に検定の申請がされてこれに合格したもの及び法第九十六条第一項の規定により法第十六条第一項第三号に規定する検定証印等の表示が付されているものについての法第百五十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準、同項第二号の経済産業省令で定める使用公差、同条第二項の経済産業省令で定める方法及び同条第三項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、当該電気計器に付されている有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。